

フィデリティ投信株式会社

2016年11月22日

受益者の皆さまへ

フィデリティ投信株式会社

## 「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」の 分配金について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」（以下「当ファンド」）に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、第148期（2016年11月22日）の決算を迎え、分配金をこれまでの70円から20円引き下げ、50円（1万口当たり／税込）に変更することといたしました。

当ファンドの総合収益（トータル・リターン）は中長期的に堅調に推移しております。しかし、中長期的な基準価額の上昇と安定した収益分配を継続するという観点から、この度分配金を引き下げることにいたしました。

次ページ以降におきまして、分配金の引き下げの背景や当ファンドの運用状況等について、Q&A形式でご説明いたしますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ってまいりますので、今後とも当ファンドに一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### フィデリティの分配金決定の考え方

- 分配金は、ファンドの運用成果である総合収益（トータル・リターン）を主たる判断基準として決定します。
- 総合収益（トータル・リターン）は短期ではなく中期のトレンド、今後の予想、投資環境などを勘案して判断します。
- 分配金の頻繁な変動をさけるため、中期的な分配水準の安定性を考慮して判断します。

フィデリティ投信株式会社

## Q1 分配金を引き下げた理由を教えてください。

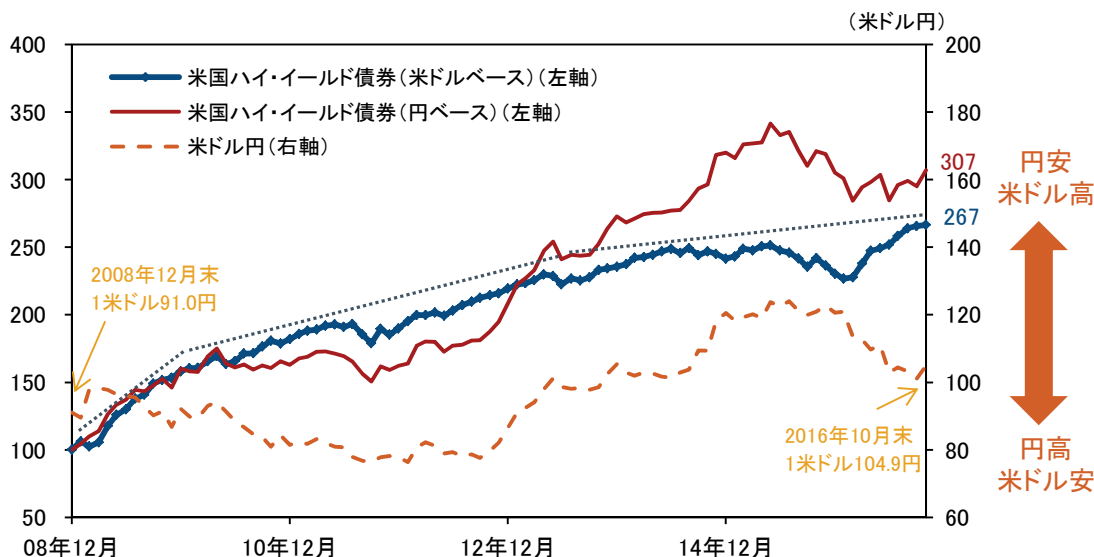
- ① 米国ハイ・イールド債券は、今後も堅調に推移していくと見込まれるが、急成長局面から緩やかな上昇ペースに移行してきたこと。
- ② 米ドル円相場で、「円高から円安への急激な是正局面」はほぼ終了し、相場環境に応じた動きへと移行してきたこと。
- ③ 分配金をお支払いした後の基準価額が緩やかに低下してきたこと。

こうした現状をふまえ、中長期的な基準価額の上昇と安定した収益分配を継続するという観点から、分配金を引き下げることにいたしました。

### 【回答①、②の解説】

- 米ドルベースでの米国ハイ・イールド債券は、リーマン・ショック後の利回り低下（価格上昇）による急成長局面から、その後は一時的な相場変動をこなしつつ、徐々に緩やかな上昇へ移行してきました。今後も米国経済の成長等を背景に緩やかな上昇ペースを維持すると見込まれます。
- 為替については、2008年以降の米国の景気浮揚策である「輸出倍增計画」などにより2011年～2012年にかけて1米ドル＝76円付近まで円高が進行しました。その後、急激な円高を修正する動きと同時に、「アベノミクス」によって円安に拍車がかかりました。足元では、「円高から円安への急激な是正局面」はほぼ終了し、相場環境に応じた動きへと移行していると考えられます。なお、2016年10月末時点で1米ドル＝104.9円となっています。

### 米国ハイ・イールド債券（米ドルベース、円ベース）と米ドル円の推移



(注) RIMESなどよりフィデリティ投信作成。2008年12月末～2016年10月末。米国ハイ・イールド債券はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。期間初を100として指数化。米ドル円は実数値。

### 騰落率表

(2016年10月末時点)

	6カ月	1年	3年	5年
米国ハイ・イールド債券(米ドルベース)	7.8%	10.2%	14.3%	40.7%
米国ハイ・イールド債券(円ベース)	3.0%	-4.4%	21.6%	89.7%
米ドル円騰落率	-4.5%	-13.3%	6.4%	34.9%

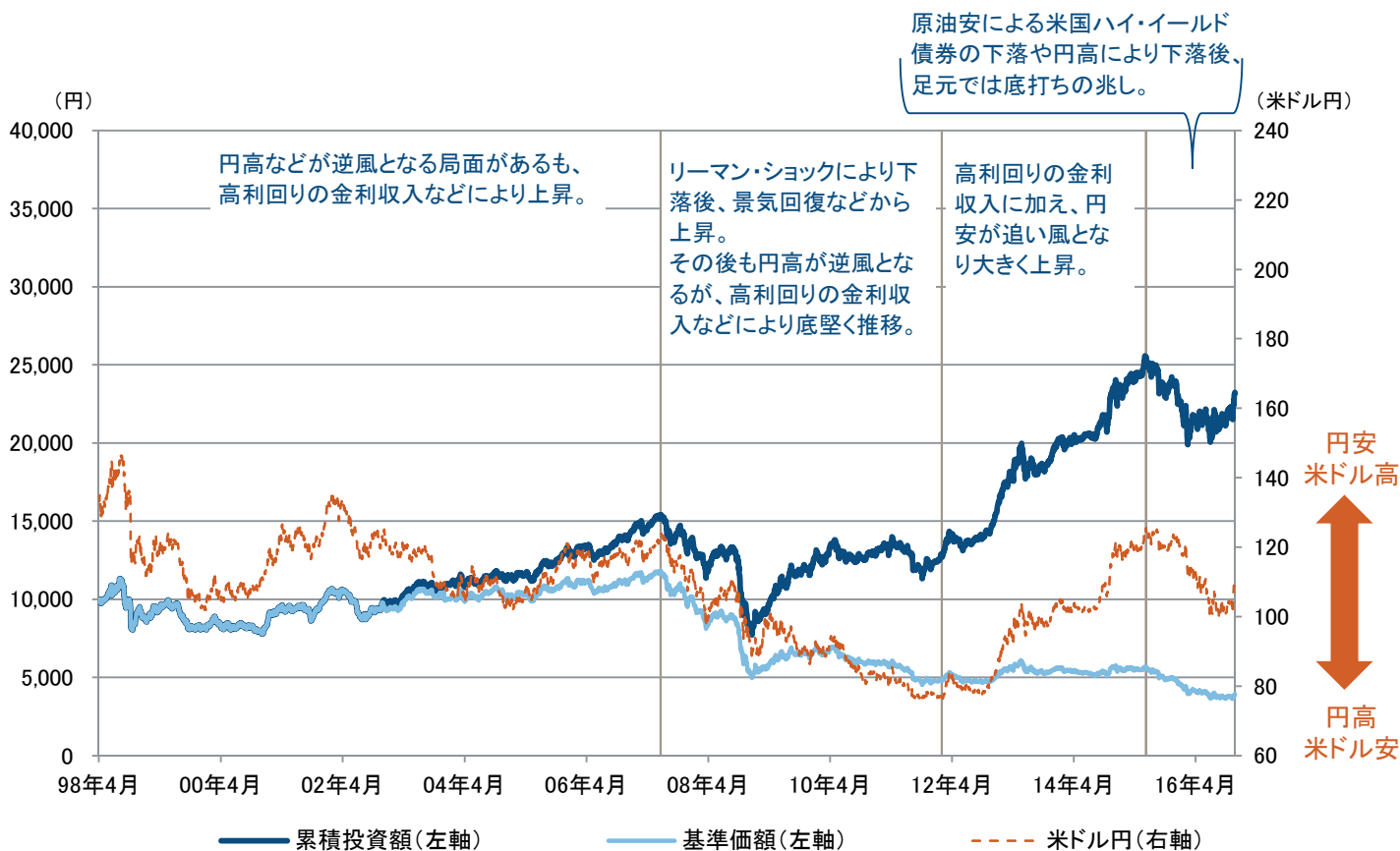
(注) RIMESなどよりフィデリティ投信作成。2016年10月末時点。米国ハイ・イールド債券はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。

【回答③の解説】

- 基準価額は2015年中盤までは概ね5千円台で推移してきましたが、2015年終盤から4千円台に下落し、足元では3千円台で推移しています。
- 1998年4月の設定以来、米ドル円相場の影響などを受ける局面が過去にもありましたが、長期的に見ると、高利回りの金利収入の蓄積効果によって累積投資額は堅調に成長してきました。

※累積投資額と分配金支払後の基準価額の差は、分配金の支払いによるものです。

当ファンドの累積投資額と基準価額および米ドル円の推移  
1998年4月1日(ファンド設定日)～2016年11月22日



各時点における当ファンドの累積投資額と基準価額および米ドル円  
(2011年12月末～2016年10月末)

	2011年12月末	2012年12月末	2013年12月末	2014年12月末	2015年12月末	2016年10月末
累積投資額	12,458	15,926	20,276	23,743	22,695	22,184
基準価額	4,767	5,134	5,616	5,628	4,583	3,754
米ドル円	77.7	86.6	105.4	120.6	120.6	104.9

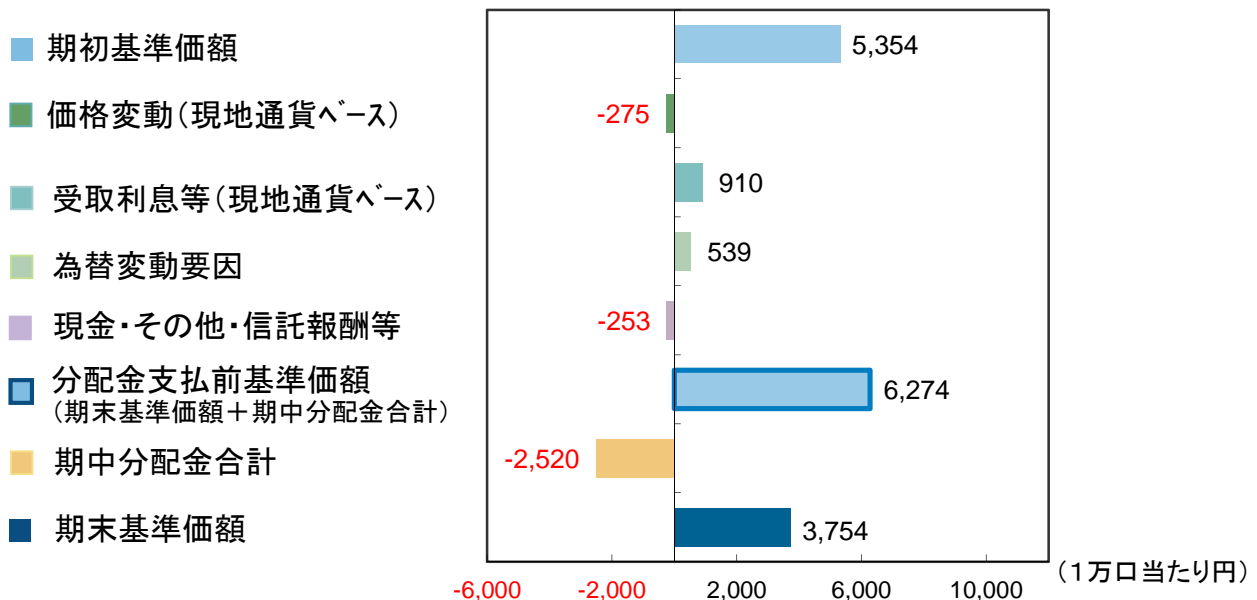
(注)フィデリティ投信作成。累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。基準価額は運用管理費用(後述の「運用管理費用(信託報酬)」参照)控除後のものです。

## 【ご参考】当ファンドの基準価額変動の要因分析

- 基準価額は、主な投資先である米国ハイ・イールド債券の価格変動、金利収入や為替変動、信託報酬、分配金の支払いなどにより変動します。
- 過去3年間を振り返ると、2013年10月末に5,354円でスタートした基準価額は、高利回りの金利収入や円安米ドル高による為替益により、信託報酬などを控除した後の分配金支払前基準価額で6,274円となりました。また、この期間に毎月70円、合計2,520円の分配金をお支払いした結果、2016年10月末の基準価額は3,754円となりました。

## 過去3年(2013年10月末～2016年10月末)の要因分析

### 当ファンドの基準価額変動の要因分析



(注) 基準価額騰落の要因分析は概算値です。それぞれの値は円未満を四捨五入により表示していますので、合計額が一致しない場合があります。基準価額は運用管理費用(後述の「運用管理費用(信託報酬)」参照)控除後のものです。分配金は税込で表示しております。運用実績は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

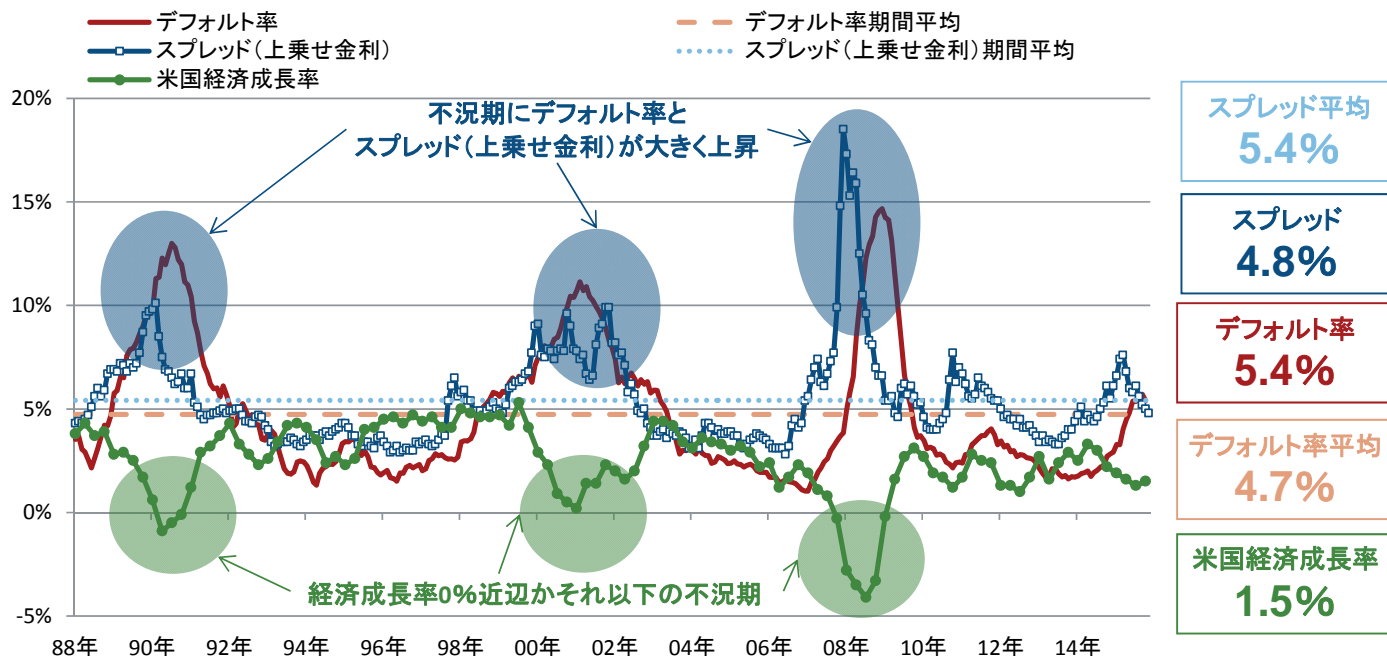
フィデリティ投信株式会社

## Q2 米国ハイ・イールド債券相場の見通しを教えてください。

米国経済は2%程度の底堅い成長が予想されており、米国ハイ・イールド債券の堅調な推移が期待されます。

- 過去のデフォルト率の大きな上昇は不況期に限られています。米国経済は2%程度の底堅い成長が予想されており、デフォルト率がさらに大きく上昇する可能性は低いと想定されます。地政学リスク等が相場変動要因となる局面も想定されますが、高利回りの金利収入と、スプレッド(上乗せ金利)縮小による堅調な推移が期待されます。

### 米国ハイ・イールド債券のデフォルト率とスプレッド(上乗せ金利)および米国経済成長率の推移



(注) RIMESなどよりフィデリティ投信作成。1988年12月末～2016年10月末(米国実質GDP成長率は2016年第3四半期まで。デフォルト率は2016年9月末まで)。スプレッド(上乗せ金利)は、小数点以下第2位で四捨五入した米国ハイ・イールド債券と米国10年国債の利回りの差。米国ハイ・イールド債券は1996年11月以前はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・インデックス。それ以降はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。デフォルト率はMoody'sより(過去12カ月、発行体ベース)。

フィデリティ投信株式会社

Q3

政策金利が引き上げられた場合の、米国ハイ・イールド債券への影響を教えてください。

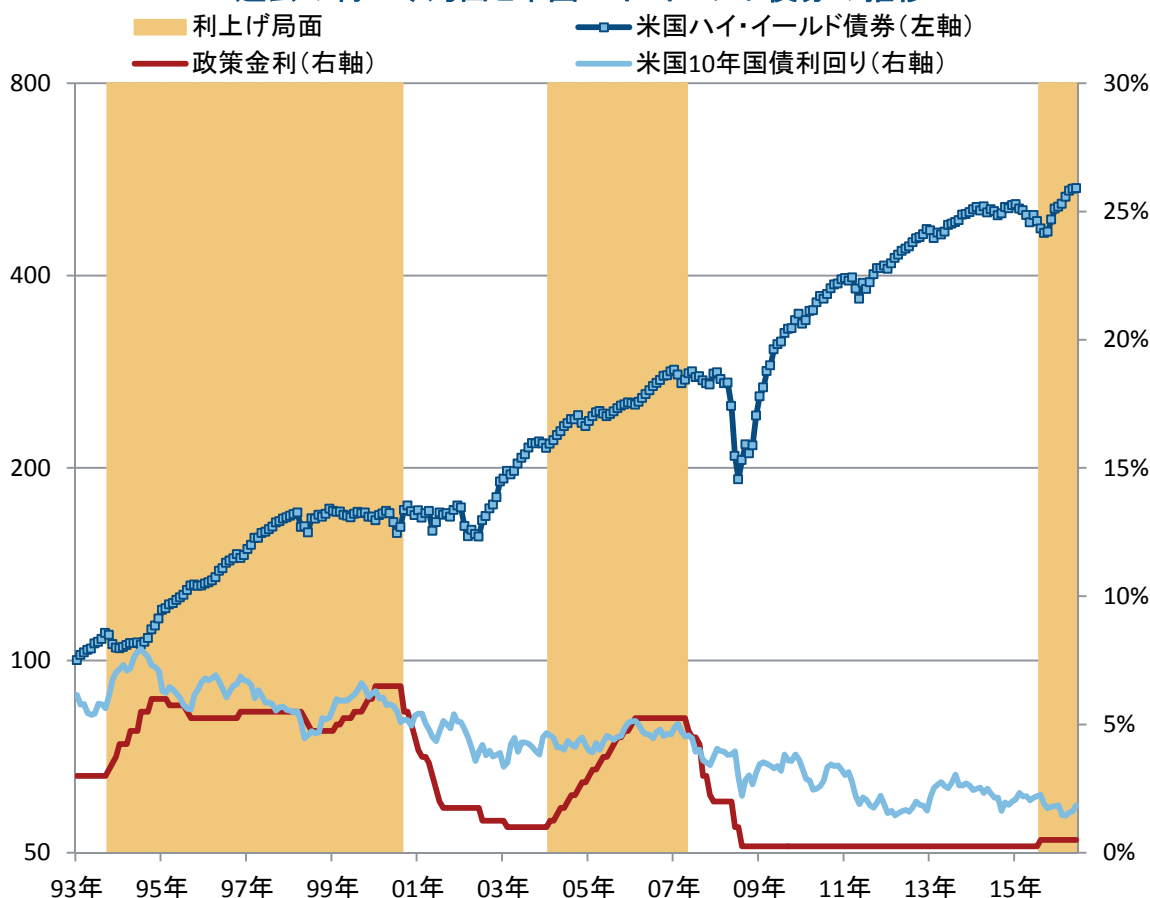
利上げ局面は景気拡大局面でもあり、米国ハイ・イールド債券の信用力の向上が期待できます。

- 米国では今後の政策金利の引き上げが予想されますが、過去2回の米国利上げ局面で、米国ハイ・イールド債券(米ドルベース)は堅調に上昇しました。
- 景気拡大とインフレ加速の可能性を確認したうえで、米連邦準備制度理事会(FRB)は利上げを行います。つまり、利上げ局面は景気拡大局面であり、米国企業の信用力向上が期待できます。これらにより、米国ハイ・イールド債券は過去の利上げ局面において堅調に推移してきました。



※市場環境等によって、必ずしも上記のような動きが見られないこともあります。

過去の利上げ局面と米国ハイ・イールド債券の推移



(注)RIMESなどよりフィデリティ投信作成。期間は1993年5月末～2016年10月末。米国ハイ・イールド債券は1996年12月以前はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・インデックス。それ以降はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。期間初を100として指数化。対数グラフで表示。米ドルベース。

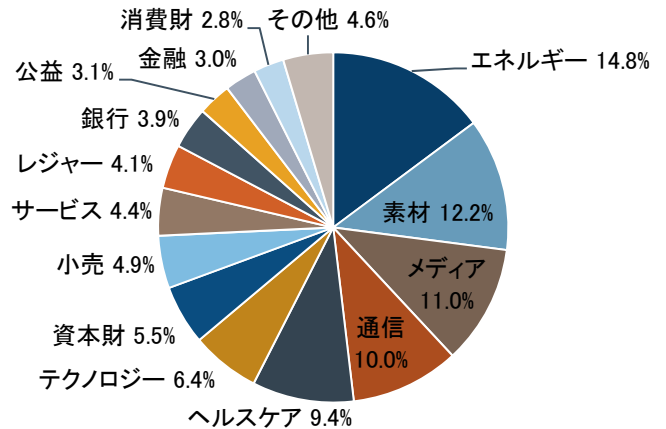


## Q4 原油価格が下落した場合の、米国ハイ・イールド債券への影響を教えてください。

原油安から悪影響を受けるのは採算性の低い一部のエネルギー企業にとどまると想定されます。原油安によるガソリン価格低下などがもたらす内需拡大は、さまざまな業種の企業に追い風となると期待されます。

- 米国ハイ・イールド債券のエネルギー・セクターの比率は14.8%にとどまります。
- 原油安がエネルギー・原材料コスト低下につながる製造業など、原油安が追い風となるセクターも多くあります。
- ガソリン価格低下が内需拡大につながることで、小売、自動車、消費財セクターなど幅広い業種の業績拡大が期待されます。

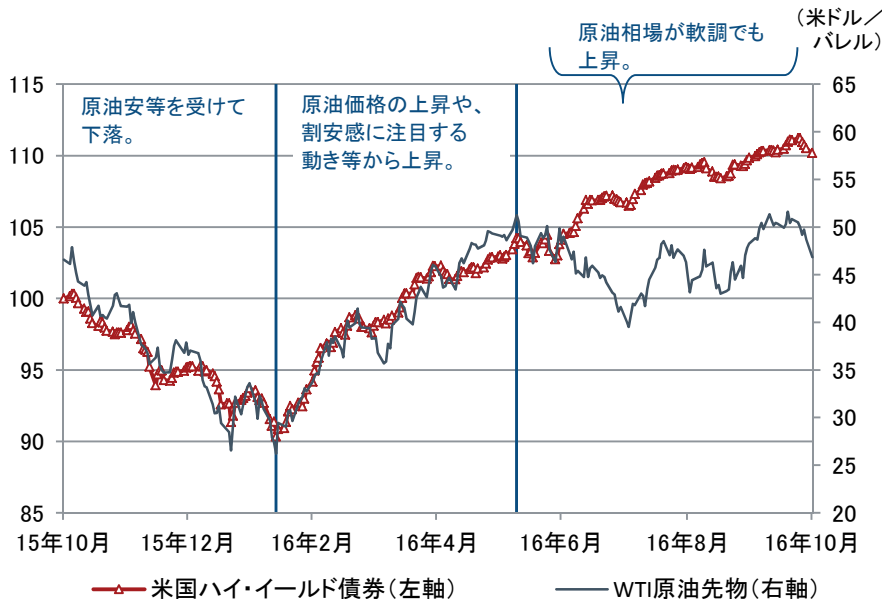
米国ハイ・イールド債券の業種別比率



(注)各種資料よりフィデリティ投信作成。2016年10月末時点。バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。

- 2015年後半の原油安局面では米国ハイ・イールド債券は下落しました。しかし、2016年の原油安局面では米国ハイ・イールド債券は上昇しました。上述した原油価格と米国ハイ・イールド債券発行企業の関係が市場関係者に理解され、原油安でも投資家心理が悪化しなかったことが要因と考えられます。

### 米国ハイ・イールド債券と原油価格の推移



(注)RIMESなどよりフィデリティ投信作成。2015年10月末～2016年10月末。米国ハイ・イールド債券はバンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。期間初を100として指数化。WTI原油先物は実数値。米ドルベース。

## Q5 分配金が引き下げられたということは、今後の当ファンドの運用実績に期待できないということですか？

運用実績は分配金や基準価額だけでは判断できません。運用実績を確認するためには、累積投資額を見ることが重要です。

- 分配金は大切ですが、ファンドの運用実績は、基準価額の変動と設定以来お支払いした分配金を再投資したものの合計で評価されます。
- 当ファンドの運用実績である累積投資額(ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額)や、累積リターン(収益分配金を再投資することにより算出された収益率)は、当ファンド設定以来、長期的に堅調に推移しています。また前述の通り(Q2～Q4を参照)、今後の投資環境も引き続き良好であると考えられます。
- なお当ファンドの累積投資額や累積リターンは、毎月発行される月次運用レポートでご確認いただけます。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は低下します。分配金が減少した場合、引き下げられた分配金相当額は、ファンドの純資産に留保されますので、基準価額の下支え要因となります。

## Q6 分配金はどのように決められるのですか？

収益分配方針に基づき決定されます。

- 毎決算時に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配金額が決定されます。
  - 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## Q7 分配金が今後変更されることはありますか？

分配金は収益分配方針に基づき決定され、今後見直しが必要と判断された場合には変更されることがあります。

- 毎決算時に収益分配方針に基づき分配金額が決定されます。基準価額の水準や投資環境等を総合的に勘案し、見直しが必要であると判断された場合には、分配金額を変更する場合があります。

## Q8 分配対象収益(分配原資)はどのような状況ですか？

第148期決算日(2016年11月22日)時点の分配対象収益は、1万口当たり約1,659円\*です。

\*運用報告書発行前の数値であり今後変更される場合があります。

- 分配金は分配対象収益だけでなく、収益分配方針に基づき決定されます。



# フィデリティ・ USハイ・イールド・ ファンド

追加型投信／海外／債券

## 投資方針

- 1 米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- 2 格付けに関しては、主に、Ba格（ムーディーズ社）以下またはBB格（スタンダード&プアーズ社）以下の格付けの事業債に投資を行ない、一部、格付けを持たない債券や、米国以外の国の発行体の高利回り事業債を組入れることもあります。
- 3 銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。
- 4 個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 5 高利回り事業債の組入率は原則として高位を維持します。
- 6 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- 7 マザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーに、運用の指図に関する権限を委託します。

※「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」は主としてマザーファンドに投資を行ないます。上記の投資方針はファンドの主要な投資対象である「フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド」の投資方針を含みます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

## ファンドの主なリスク内容について

### 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様様に帰属します。したがって、投資者の皆様様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

### 主な変動要因

#### 価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

#### 信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマーシング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

#### 金利変動リスク

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

#### 為替変動リスク

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

#### クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### エマーシング市場に関わる留意点

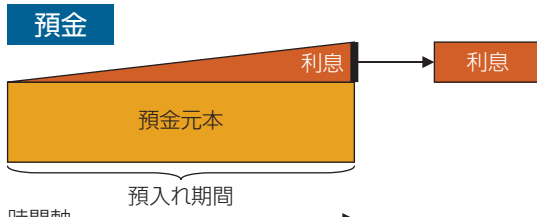
エマーシング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

#### ベンチマークに関する留意点

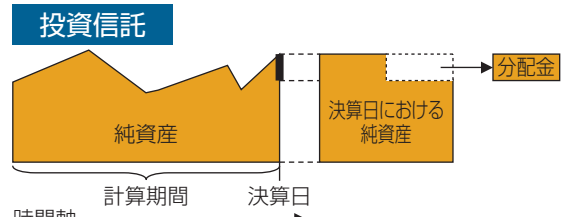
ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

## [収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。



(注) 預金は定率の円建て預金をイメージして記載しています。預金元本は必ずしも全額保証されているものではありません。

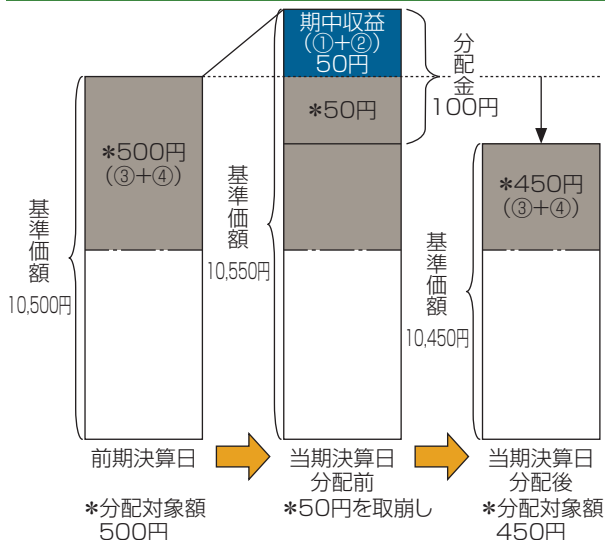


(注) 投資信託の純資産から支払われる分配金をイメージして記載しています。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

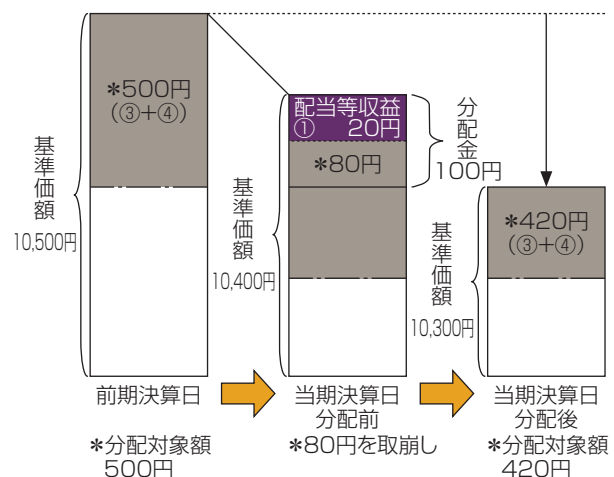
### 前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

### 前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合

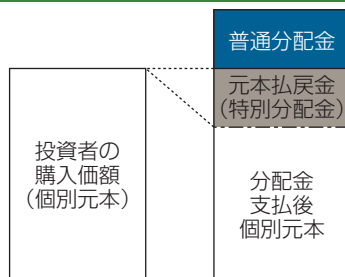


投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

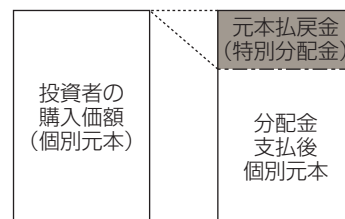
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

### 分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



・「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。

・「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

・「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご参照ください。

# フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド

追加型投信／海外／債券

## 商品の内容やお申込みの詳細については

委託会社	フィデリティ投信株式会社
インターネットホームページ	<a href="http://www.fidelity.co.jp/fij/">http://www.fidelity.co.jp/fij/</a>
フリーコール	0120-00-8051 受付時間:営業日の午前9時～午後5時
留意点	ご購入およびご換金の受付については、原則として、毎営業日(ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合は除きます。)の午後3時まで受付けます。

## その他のファンド概要

設定日	1998年4月1日
信託期間	原則として無期限
ベンチマーク	バンクオブアメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)
収益分配	毎月22日(ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額 ご換金代金の支払開始日は原則として換金申込受付日より5営業日目以降になります。

## ファンドに係る費用・税金

購入時手数料	3.24%( <b>税抜3.00%</b> )を上限として販売会社がそれぞれ定める料率とします。
換金時手数料	なし
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対し <b>年率1.7064%(税抜1.58%)</b>
その他費用・手数料	・組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等がファンドより支払われます。(運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示できません。) ・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等がファンドより差し引かれます。(ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。)
税金	原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。
信託財産留保額	なし

※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。  
※課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。  
※ファンドに係る費用・税金の詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 委託会社、その他の関係法人

委託会社	フィデリティ投信株式会社【金融商品取引業者】関東財務局長(金商)第388号 【加入協会】一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 信託財産の運用指図などを行ないます。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡などを行ないます。
運用の委託先	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー(所在地:米国) 委託会社よりファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用の指図を行ないます。
販売会社	販売会社につきましては、委託会社のホームページ(アドレス: <a href="http://www.fidelity.co.jp/fij/">http://www.fidelity.co.jp/fij/</a> )をご参照または、フリーコール:0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)までお問い合わせいただけます。 ファンドの募集の取扱い、一部解約の実行の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払などを行ないます。

●当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はおお客様ご自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。

●投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。

●「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」が投資を行なうマザーファンドは、主として米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を投資対象としていますが、株式を含むその他の有価証券に投資することもあります。

●ファンドの基準価額は、組み入れた債券および株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた債券および株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化および

それらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。特にハイ・イールド・ボンドについては上位に格付けされた債券に比べて、利払い・元本返済の不履行または遅延等のいわゆるデフォルト・リスクが高い傾向にあります。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはおお客様ご自身のご負担となります。

●ご購入の際は投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。

●投資信託説明書(交付目論見書)については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ(<http://www.fidelity.co.jp/fij/>)をご参照ください。

●当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。

●当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

■フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド 販売会社情報一覧(順不同)

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○		○	
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
いよぎん証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○		○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○			
株式会社SMBC信託銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○			
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号		○	○	○
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○			○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	○	
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○			
株式会社神奈川銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第55号	○			
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社ジャパネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	
ソニー生命保険株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第532号	○			
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○		○	
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号		○	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第36号	○			
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○	
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○			
野村證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
PWM日本証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第50号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○			
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・ コーポレーション・リミテッド(香港上海銀行)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○			

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○	○	○
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○	○	○
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○	○	○
株式会社八千代銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○	○	○

\* 上記情報は当資料作成時点のものであり、今後変更されることがあります。  
販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

IM161122-1 CSIS161122-16

※ 当資料は、信頼できる情報をもとにフィデリティ投信が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。

詳しくはこちらをご確認ください



<https://www.fidelity.co.jp/bunpai/>